

記者発表 令和3年7月5日(月)15時00分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
総務部 人事課 (電話059-229-3106)	総務部人事課長 松田 孝行

少額修繕等の不適切な事務処理に係る職員の懲戒処分等について

このことについて、津市少額修繕等内部調査委員会から報告された少額修繕等の不適切な契約に係る事案に関し、地方公務員法の規定に基づき、令和3年7月5日付けで下記のとおり懲戒処分等を行いました。

記

1 事案の概要

令和2年11月27日付けで津市少額修繕等内部調査委員会から市長及び上下水道事業管理者へ提出された報告書において、農林水産部、建設部、上下水道事業局及び各総合支所が平成30年度及び令和元年度に実施した公共土木施設等に関する修繕等、合計5,617件中、41件90箇所（監査案件7件16箇所及び類似案件34件74箇所）が、本来は一括発注すべき案件であるにもかかわらず、分割発注したものと確認されました。

報告書によると予定価格50万円以下の随意契約において、執行する意思決定が口頭により少額修繕で取り組む旨が決裁権者に報告され、最終的な執行に係る意思決定の判断が曖昧なまま事務が進んでいたこと、指名競争入札によらず見積合わせによる修繕を行うため、予定価格が50万円を超える修繕を回避する傾向にあったこと、見積書の提出を依頼した業者に他の業者の見積書の提出を口頭で依頼する不適切な相見積りが行われていたこと、作業完了後に修繕執行の伺いのための書類を作成したもの等の不適切事務が確認されました。

2 事案の整理

津市少額修繕等内部調査委員会からの報告に加え、同委員会が令和2年3月25日から同年11月26日までの間に関係職員らにヒアリングを行った個別事案ごとの調査報告書及び人事課が徴取した顛末書を基に分析を行った結果、これらの分割発注に至るまでに行われた不適切な契約事務等の中には、内容が類似しているものが見受けられ、定型化していたため、上記41件90箇所のうち、重複等を除く39件88箇所の修繕を次の3つに分類しました。

- (1) 分割発注を行うため、1箇所の修繕を複数箇所の修繕とする虚偽の書類を作成して支払処理を行ったもの
- (2) 分割発注であることをごまかすために日付等を操作して不適切な事務処理を行ったもの
- (3) 単に時間の掛かる複雑な入札を避けるため修繕等を分割して見積合わせで執行したもの

3 懲戒処分の内容等(2の(1)に対する処分)

分割発注を行うため、1箇所の修繕を複数箇所の修繕とする虚偽の書類を作成して支払処理を行ったもの 計3件

個別の事案概要	
<ul style="list-style-type: none"> 平成31年2月から同年3月にかけて実施された万町津地内、白山町南出地内及び美里町三郷地内の3箇所で実施されたマンホール蓋の修繕3件において、分割発注を行うため、マンホール1箇所の修繕に複数の修繕名を付け、それぞれの予定価格が50万円以下となるように虚偽の書類を作成した件。 	
被処分者	処分内容
下水道工務課維持管理担当主幹(当時 下水道建設課維持担当主幹)(49歳)	減給2月 給料の10分の1を減ずる (地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)
下水道工務課維持管理担当主幹(当時 下水道建設課維持担当主幹)(49歳)	
建設政策課調査担当副主幹(当時 下水道建設課維持担当副主幹)(43歳)	戒告 (地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)
津南工事事務所維持担当副主幹(兼)検査課設計積算システム担当副主幹(当時 下水道建設課維持担当副主幹)(49歳)	
下水道工務課維持管理担当副主幹(当時 下水道建設課維持担当副主幹)(49歳)	
下水道工務課主査(当時 下水道建設課主査)(42歳)	
下水道工務課技師(当時 下水道建設課技師)(26歳)	

4 懲戒処分未満の処分内容等

その他の案件については、人事院が定める懲戒処分の指針による公表の対象とはならないものの、これまで津市において常態化している不適切な契約事務等であることに鑑み、次のとおり公表します。

(1) 2の(2)に対する処分

分割発注であることをごまかすために日付等を操作して不適切な事務処理を行ったもの、工事請負等で実施すべきものを安易に修繕で実施したもの 計12件

被処分者	処分内容
10人	文書厳重訓告

(2) 2の(3)に対する処分

単に時間の掛かる複雑な入札を避けるため修繕等を分割して見積合わせで執行したもの 計24件

被処分者	処分内容
------	------

61人	文書訓告
-----	------

(3) 管理監督者に対する処分

- (ア) 今回の少額修繕等の不適切な事務処理については、随意契約による少額修繕等執行過程において、部下職員が口頭による報告のみで、決裁権者の決裁を受けることなく、事務的に簡易である見積合わせによる修繕で執行していたことが原因であり、また、そのことが意図的な分割発注に繋がったものであって、これらが常態化していることを知りながら、何ら改善の策を取らずにそのまま放置していた管理監督者である幹部職員に対して、文書厳重訓告の処分を行いました。

被処分者	処分内容
16人	文書厳重訓告

- (イ) 津市少額修繕等内部調査委員会が当該調査を行うなかで、上記の分割発注した案件以外の一部案件（64件）に対しても、作業完了後に修繕執行の伺いのための書類を作成したもの等の不適切事務が確認されたことから、同様にこれらに対する管理監督者である幹部職員に対しても文書厳重訓告の処分を行いました。

被処分者	処分内容
3人	文書厳重訓告